



2018年8月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長 竹下 義樹

(事務局 つくし法律事務所)

全国生活保護裁判連絡会第24回総会・交流会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

2013年から大多数の保護世帯を襲った生活保護基準引き下げについては、全国で次々と提訴が相次ぎ、ついに29地裁で1000人を超える原告が立ち上がりました。裁判も佳境を迎え、来年度には結審、判決を迎える地域も出てくる見込みです。この集団訴訟は通称「いのちのとりで裁判」と呼称され、共感の輪が大きく広がりつつあります。6月末には初めての原告交流会が開催され、全国から50人を超える原告、130名を超える参加者が一同に会して交流を深めるとともに、各地域における裁判闘争の正しさを改めて確信し、運動の活力を得ることができました。

また、この夏には連続ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』（フジテレビ系）が全国放送され、大きな反響を呼びました。生活保護の現場、ケースワークの奮闘がテレビドラマの題材となって話題を集めるなど、少し前にはおよそ考えられなかったことです。2012年の忌まわしき「生活保護バッシング」から早6年、生活保護にまつわる誤解や偏見に正面から切り込み、対峙した番組作りは特筆すべきものといえましょう。

しかし、集団訴訟の盛り上がりや生活保護への世間一般の関心の高まりにもかかわらず、国はまたしても2018年10月からの生活保護基準「見直し」を強行し、さらには後発医薬品の処方原則化や法63条債権の非免責債権化を含む、法改悪も「森友学園・加計学園」問題に揺れる国会の空転に乗り成立させるなど、制度・基準の改悪は留まるところを知りません。歯止めとなる運動の展開が必要です。

他方、各地の裁判に目を転じるに、ケースワーカーの記録改ざんが認定されたり（熊本市63条返還事件）、自己負担を余儀なくされていた通院交通費の支給申請が認められた事件（奈良市事件）、奨学金の違法な収入認定に対する国家賠償事件（福島市事件）など、各地で画期的な勝訴判決が相次ぎました。さらに地元三重でも、稼働能力活用（四日市市事件）、世帯認定ないし保護廃止（鈴鹿市事件）に関する各事件で輝かしい勝訴判決を収め、高裁に闘いの場を移しています。保護申請権に関する鈴鹿市事件や過誤払いに関する秋田県事件などの不当判決なども含め、各地で一進一退の状況が続いています。

今年の第24回総会・交流会は、上記裁判・審査請求に留まらず、日常的な運動を精力的に続け、また「生存権がみえる会」を中心に団体間連携でも大きな成果を上げている三重県で開催します。ここに総会・交流会へのご参加の案内を申し上げます。

敬具

全国生活保護裁判連絡会第24回総会・交流会開催要領

1 スローガン

我慢できやん！今しの生活保護。変えやなあかん、見える生存権

2 日時

2018年10月21日（日） 開場：午前9時30分 開会：午前10時～閉会午後4時30分（予定）

3 会場 三重県教育文化会館

※会場地図は3面をご参照ください

三重県教育文化会館 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目1 4 2 電話059-228-1122

4 参加費・資料代（申し込み不要、当日参加可能です）

○参加費 500円（生活保護利用者は無料です）

○資料代 1,000円（希望者のみ）

5 プログラム

10:00 開会（9:30 開場）

10:15 基調講演「**未来ある若者に希望のもてる社会保障を**」

森弘典さん（弁護士、いこいの森法律事務所）

11:15 特別報告 ①四日市インスリン事件、②鈴鹿市事件、

③元暴力団員の保護申請却下事件、④通院移送費事件

11:55 基調報告（12:10～ 昼食休憩）

13:00 分科会

第1分科会「生活保護基準のいま」

①2018年秋からの基準切下げ問題、②保護基準と最低賃金、③いのちのとりで裁判など

第2分科会「生活保護制度の運用」

①特別障害者手当収入認定漏れ・ケース記録改ざん事件、②三重県内の裁判事件、③奈良市移送費事件 など

第3分科会「私たちが良くする！生活保護」

①三重県内の「保護のしおり」について、②全国各地の「保護のしおり」について、③ワーキングプアと生活保護 など

16:00 分科会まとめ

16:30 終了予定

6 問い合わせ先

- 全国生活保護裁判連絡会事務局 つくし法律事務所

〒604-0883 京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3 楠町ビル3階

TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

- 現地事務局

リベラ法律事務所

〒510-0068 三重県四日市市三栄町4-9 コーポタルトク1階

TEL. 059-351-8001

7 会場・地図

三重県教育文化会館 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目142 電話059-228-1122

アクセス 近鉄・JR津駅から徒歩5分



約100台の駐車場があります。

お車でお越しの際は、来客専用駐車場をご利用ください。